

高市皇子挽歌誦詠の場と儀式

—憶良の日本挽歌を参考に—

寺川眞知夫

はじめに

『万葉集』挽歌が葬儀全体のなかの如何なる時期に、如何なる儀式とかかわりつつ歌われたかについては、多くの議論が重ねられ、諸説あっても、統一の見解もなく、なお実態も明確になっているとはいえない。それは後に整理するように、挽歌といいながら、一定の範疇に収めきれない歌をも含むからばかりではない。題詞に殯宮など葬儀のある過程に関わったかのように示されていても内容と一致しない歌もみえるからでもある。

中国における挽歌については周知のとおり、『樂府』に縁起がみえるが、ここでは、

崔豹の『古今注』に曰はく、「『薤露』、『蒿里』は泣喪歌なり。本、田横の門人に出づ。横自殺し、門人之を傷む。為に悲歌を作りて、言はく、「人命は奄忽たり、薤上の露るるが如くして晞滅し易きなり。亦、人死して、魂魄は蒿里に帰ると謂ふ。漢の武帝の時に至りて、李延年分ちて、二曲と為す。『薤露』は王公貴人を送り、『蒿里』は士大夫庶人を送る。柩を挽く者をして之を歌は使む。亦、之を挽歌と謂ふ。」といふ。(中略)杜預云はく、「死を送る『薤露』歌は即ち、喪歌なり。田横より始まるにあらざるなり。」といふ。

薤上の露は、何ぞ晞き易き。露は晞けども、明朝更に復落く。人は死して一たび去れば、何の時に帰らむ。
(『樂府詩集』卷第二十七・「相和歌辭二」相和曲中)

といい、『古今注』は、薤露、蒿里とも田横の門人が師を悼んで詠んだ歌で、漢の武帝の時に薤露を王公貴人、蒿里を士大夫庶人の柩を引くときの歌としたとあり、創作歌を伝誦歌として歌ったとするのに対し、杜預は薤露はもともと喪歌として歌われていたものとするようである。薤露・蒿里に基づく悲歌は多くの詩人たちによって詠まれているが、薤露・蒿里は葬送歌としての伝誦歌であったとみてよいようである。

日本でいえば、実際はともかく、『古事記』が倭建命の死にかかわって歌われ始め、以後、天皇の大御葬に歌われるとする歌四首(記三四～三七)に相当するといえようか。これらに対し、『万葉集』の挽歌はこうした伝誦的定型的な儀式歌ではないといってよい。『文選』や『樂府』にみえる薤露や蒿里に基づいて歌われた個人の情を歌った創作の詩よりも自由に個人の情を表現した歌といえる。少なくとも、『万葉集』の挽歌は、範型となる薤露や蒿里のような挽歌をもたず、類型的表現をもつとしても、はるかにバラエティに富んだ個別的な悲しみを表現した哀傷歌といって差し支えない歌が多い。とはいえ、『万葉集』の挽歌は多様な相をもち、他に物語歌かともみなされている自傷歌や殯宮時の歌とみなされる歌、埋葬や火葬の時の歌などがある。人麻呂の詠んだ高市皇子の殯宮における挽歌とされる歌(二一九九)などは系譜の記事や生前の業績の他、殯宮における儀礼や埋葬後のことを歌ったかにみえる部分も含み、誄の流れのなかで成立してきたとみる説⁽¹⁾、業績の叙述や表現は墓誌の記事内容に対応すると解する説⁽²⁾もある。確かに誄や中国の墓誌などは、生前の事績を称えて哀悼して終わる。ただ、中国で挽歌としてあげられる薤露や蒿里は伝誦歌で、語としては墓誌などにみられる他、『文選』などにもこれに依拠した詩が見えるが、誄や墓誌などのように個人の生前の業績にかかわる表現をもつ詩はみられない。もちろん、日本でも女性の挽歌にはそうしたものはなく、人麻呂作の皇子への献呈挽歌に限られる傾向ともいえる。『万葉集』には内容的にも性格的にも中国の挽歌

とは異なる挽歌が含まれているのである。

周知のごとく、『古今集』以後になると挽歌の部立はなくなり、「哀傷」の部立がみえるようになる。この間に、人麻呂の作歌したような儀礼的な挽歌は詠まれなくなっている。これは挽歌の歌われる場が失われ、個人的な哀悼の表現に集中していったと想定されよう。

個人的な哀悼の意を表明する歌はすでに『万葉集』挽歌にも含まれていた。それにもかかわらず、これらを一括して本来、葬送儀礼の一環を担う特定の歌を指す名称、挽歌を拡大解釈し、その部類に収めたのが『万葉集』の挽歌であった。しかも所収の挽歌個々について、どのような儀式の中で歌われたのかの詳細は明示しなかったり、明示しても正確ではなかったようにみえる。柩を挽く歌の名のとおり、葬儀の何らかの儀礼とかかわる歌であるかのように解されがちであったのである。もちろん挽歌には喪葬にかかわる何らかの儀礼的な場の歌はあったにちがいないが、多様な歌総てが儀礼性をもつたわけではない。

本稿では殯宮の時の歌とされる高市皇子挽歌を中心にして考察しようとするのであるが、『万葉集』挽歌の中で如何なる位置を占めるのか、まず確認しようと思う。そこで、まずは、『万葉集』の編者が如何なる歌を挽歌として編纂しているのか、それらにはどのような種類があるのか整理してみることとする。その上で、同種の儀礼性を想定できる歌を選び出して比較し、高市皇子の挽歌が如何なる儀礼の場とかかわっていたのか、想定を行ってみようとするものである。

ここでは『万葉集』の挽歌を整理にあたっては、どこまで信用できるか信憑性の問題はあるにしても、作者や歌われた状況を説明する題詞や左注に示される時と場とに注目し、歌の内容などを参考にして、以下のような七分類を行いたい。それは、

- (Ⅰ) 題詞の表現から葬儀のいずれかの時もしくは場を想定できる歌
- (Ⅱ) 故人の死を追悼もしくは哀傷する歌で、時と場の明確でない歌
- (Ⅲ) 偶然行き会わせた無縁の死者にかかわる歌
- (Ⅳ) 歴史・伝説上の人物にかかわる追悼の歌
- (Ⅴ) 死を報告する歌
- (Ⅵ) 自傷歌
- (Ⅶ) 不子時の歌

である。このうち、(Ⅴ)、(Ⅵ)、(Ⅶ)は挽歌というに相応しいかどうか問題であるが、『顔氏家訓』にも、

挽歌の辞は、或は云はく、古は虞の殯の歌なりと。或は云はく、田横の客より出ずと。皆、生者為に悼み、往きて哀の意を告ぐるなり。陸平原、多くは死人の自らの歎の言と為す。詩格には既に此の例無し。又、製作の本意を乖る。
(『顔氏家訓』卷第四 文章第九)

というところを見ると、この著者は挽歌を自傷歌とみる説を否定してはいるが、古代中国においてそうした理解をする説もあったのであり、『万葉集』の編者が自傷歌を挽歌の分類に組み込んだのは、独創でも、不当なことでもなかったことにはなる。

それはともかく、(Ⅰ)に分類される挽歌は献呈される者の身分、挽歌の献呈者によっても分類が可能であるし、これを考えてみる必要もある。挽歌を献られる人物、挽歌の歌い手の相違が、歌の場、歌の性格ともかかわってくるからである。

『万葉集』においては死の表現に挽歌を献られる人の身分にかかわり、「喪葬令」の規定する死にかかわる絶対敬語、「崩・薨・卒・死」の区分が用いられていることは周知の通りであり、これに対応させて、

- ①天皇
- ②皇子・皇女・王・官人等三位以上の者
- ③皇子・皇女・王・官人等四・五位の者
- ④六位以下下の者・庶民

といった区分が可能であるので、挽歌を献られる対象者をこれにもとづいて整理する。さらに歌い手についても、

- A妻もしくは夫およびこれに準じる近親者（天皇の場合は皇后・妃等）
- B夫・婦・兄弟姉妹・恋人等縁者が悼む縁者
- C官僚（職務上の縁者）
- D偶然死者に出くわして死者を悼むことになった者
- E伝説中の人物の立場に立とうとする者
- F不明

という六種類の人々が想定できる。これらの詠作者の相違によって、歌創作の立場や故人に寄せる思いは異なっており、歌の内容は勿論その詠作・披露の場も異にしていたとみてよい。当然の挽歌の考察においては、これらを組み合わせつつ考慮する必要がある。

これを概括的にいえば、皇后とこれに準じる人々、あるいは縁者の挽歌は、肉親・親縁的な関係喪失の悲しみ・嘆き、死者に寄せる深い思いに基づく表現しており、縁者の中でも側近の場合はいわば死者追悼の思いとともに死者とともに構成していた運命共同体の崩壊・喪失の歎きという自らの運命についての悲しみを付加させているといえる。これらに対して官僚（職務上の縁者）の挽歌は、肉親的な痛みの表明や運命共同体の喪失の嘆といった要素はもたず、一定の社会の中で死者を位置付け、生前の功績を顕彰しつつその喪失の社会的影響の大きさを述べて、歎きを表明する表現形式を取るといえよう。その意味では伝統的な挽歌に想定され、期待されてきた肉親的な悲嘆の表明とは異なり、誄や中国の墓碑銘に共通する性格をもつといえ、いわば葬送儀礼を荘厳しようとする意図とかかわって形成されているとみてよい。このことはまた、挽歌の儀礼性とも深くかかわっているように思われる。その意味では、儀礼的な挽歌は（Ⅰ）の「題詞の表現から葬儀にかかわる時と場に関係ある歌」を中心にして見ていく必要があると思われる。

儀礼ということでは、（Ⅱ）の「故人を哀傷もしくは追悼する歌でその時と場の明確でない歌」なども追善供養の時の歌という形での儀礼とのかかわりを想定できなくはないので、これらのなかでも、特にCの官僚が悼む歌を中心に『万葉集』の挽歌は如何なる時と場で詠まれるものとして作られたのかを、とくに入麻呂の高市皇子挽歌に焦点を当てて考察してみたい。

（一）挽歌の種類

『万葉集』で、挽歌の部立に入れられた歌もしくは、雑歌中ながら、題詞に挽歌の語を含む歌を、前節に示した分類基準で整理してみると、次のようになる。

【Ⅰ】 題詞の表現から葬儀のいずれかの時もしくは場を想定できる歌

【天皇の崩】

《A》 皇后他が悼む

天智朝

（乙） 天皇崩後之時倭太后御作歌一首(二一一四九)

- (乙) 天皇崩時婦人作歌一首 [姓氏未詳](二一一五〇)
 (丙) 太后御歌一首(二一一五三) → ((甲) 大殯之時?)
 (丙) 石川夫人歌一首(二一一五四) → ((甲) 大殯之時?)

天武朝

- (乙) 天皇崩之時太后御作歌一首(二一一五九)
 (乙) 一書曰天皇崩之時太上天皇御製歌二首(二一一六〇・一六一)
 《C》官僚が悼む

天智朝

- (甲) 天皇大殯之時歌二首[額田王](二一一五一)・[舍人吉年](二一一五二)
 (甲) 従山科御陵退散之時額田王作歌一首(二一一五五)
 【皇子・皇女・王・官人等三位以上の者の薨】
 《B》夫・妻・兄弟姉妹・恋人等縁者が悼む

天武朝

- (乙) 十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首(二一一五六・一五七・二一一五八) 〈紀曰七年戊寅夏四月丁亥朔癸巳十市皇女卒然病發薨於宮中〉

持統朝

- (甲) 移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大来皇女哀傷御作歌二首(二一一六五・一六六) 〈右一首今案不似移葬之歌 蓋疑從伊勢神宮還京之時路上見花感傷哀咽作此歌乎〉
 (乙) 大津皇子薨之後大来皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌二首(二一一六三・一六四)
 (乙) 但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌一首(二一二〇三)
 (乙*) 同石田王卒之時山前王哀傷作歌一首(三一四二三) 〈右一首或云柿本朝臣人麻呂作〉或本反歌二首(三一四二四・四二五) 〈右二首者或云紀皇女薨後山前王代石田王作之也〉
 《C》官僚が悼む

持統朝

- (甲) 日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌(二一一六七・一六八・一六九) 〈[或本以件歌為後皇子尊殯宮之時間反也]或本歌一首(二一一七〇)〉
 ((甲)) 柿本朝臣人麻呂獻泊瀨部皇女忍坂部皇子歌一首并短歌(二一一九四・一九五) 〈右或本日葬河嶋皇子越智野之時獻泊瀨部皇女歌也 日本紀云 朱鳥五年辛卯秋九月己巳朔丁丑淨大參皇子川嶋薨→これは夫の死に際して、その妻および義兄に献った歌になる〉
 (甲) 明日香皇女木施殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌(二一一九六・一九七・一九八)
 (甲) 高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌(二一一九九・二〇〇・二〇一) 或書反歌一首(二一二〇二) 右一首類聚歌林曰檢隈女王怨泣沢神社之歌也 案日本紀云 十年丙申秋七月辛丑朔庚戌後皇子尊薨
 (乙) 弓削皇子薨時置始東人作歌一首并短歌(二一二〇四・二〇五・二〇六)
 (乙) 皇子尊宮舍人等働傷作歌廿三首(二一一七一・一七二・一七三・一七四・一七五・一七六・一七七・一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五・一八六・一八七・一八八・一八九・一九〇・一九一・一九二・一九三) 〈右日本紀曰 三年己丑夏四月癸未朔乙未薨〉

元正朝

- (乙) 靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌(二一二三〇~二三四)

聖武朝

(乙) 神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王作歌一首(三一四四一)

(乙) 天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時歌六首(三一四五四・四五五・四五六・四五七・四五八・四五九)〈右一首勅内礼正崇犬養宿祢人上使檢護卿病而医藥無驗逝水不留因斯悲慟即作此歌〉

(乙) 十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舍人大伴宿祢家持作歌六首(内三首)(三一四七五・四七六・四七七)〈右三首二月三日作歌〉

(乙) 十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舍人大伴宿祢家持作歌六首(内三首)(三一四七八・四七九・四八〇)〈右三首三月廿四日作歌〉

【皇子・皇女・王・官人等四・五位の者の卒】

《B》夫・妻・兄弟姉妹・恋人等縁者が悼む

持統朝

(甲) 河内王葬豊前国鏡山之時手持女王作歌三首(三一四一七・四一八・四一九)

(乙) 石田王卒之時丹生王作歌一首[并短歌](三一四二二・四二二・四二二)

(乙*) 同石田王卒之時 哀傷作歌一首(三一四二三)〈右一首或云柿本朝臣人麻呂作〉或本反歌二首(三一四二四・四二五)〈右二首者或云紀皇女薨後山前王代石田王作之也〉

【六位已下の者・庶民】

《B》夫・妻・兄弟姉妹・恋人等縁者が悼む

持統朝

(乙) 柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌(二一二〇七・二〇八・二〇九)

(乙) 柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌(二一二一〇・二一一・二一二)

(乙) (柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌) 或本歌曰(二一二一三)

(乙) 柿本朝臣人麻呂死時妻依羅娘子作歌二首(二一二二四・二二五)

聖武朝

(甲) 神龜五年戊辰大宰帥大伴卿思恋故人歌三首(三一四三八)右一首別去而經数句作歌(三一四三九・四四〇)右二首臨近向京之時作歌

(甲) 天平二年庚午冬十二月大宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首(三一四四六・四四七・四四八)右三首過鞆浦日作歌(三一四四九・四五〇)右二首過敏馬埼日作歌

(甲) 還入故郷家即作歌三首(三一四五二・四五三)

聖武朝

(乙) 十一年己卯夏六月大伴宿祢家持悲傷亡妾作歌一首(三一四六二)

(乙) 弟大伴宿祢書持即和歌一首(三一四六三)

(乙) 又家持見砌上瞿麦花作歌一首(三一四六四)

(乙) 移朔而後悲嘆秋風家持作歌一首(三一四六五)

(乙) 又家持作歌一首[并短歌](三一四六六・四六七・四六八・四六九)

(乙) 悲緒未息更作歌五首(寺川注・家持)(三一四七〇・四七一・四七二・四七三・四七四)

(乙) 悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌(三一四八一・四八二・四八三)〈右三首七月廿日高橋朝臣作歌也 名字未審 但云奉膳之男子焉〉

孝謙朝

(乙) 挽歌一首[并短歌](一九一四二一四・四二一五・四二一六)右大伴宿祢家持弔輿南右大臣家藤

原二郎之喪慈母患也 五月廿七日

不明

(乙) 哀弟死去作歌一首[并短歌] (九一一八〇四・一八〇五・一八〇六) 〈右七首田辺福麻呂之歌集出〉

《C》官僚が悼む

持統朝

(甲) 土形娘子火葬泊瀬山時柿本朝臣人麻呂作歌一首 (三一四二八)

(甲) 溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麻呂作歌二首 (三一四二九・四三〇)

(乙) 吉備津采女死時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌 (二一二一七・二一八・二一九)

(乙) 田口広麻呂死之時刑部垂麻呂作歌一首 (三一四二七)

聖武朝

(乙) 天平元年己巳攝津国班田史生丈部竜麻呂自經死之時判官大伴宿禰三中作歌一首[并短歌] (三一四四三・四四四・四四三)

(乙) 雜歌(日本挽歌一首) (五一七九四・七九五・七九六・七九七・七九八・七九九) 神龜五年七月廿一日筑前国守山上憶良上

(乙) 到壺岐嶋雪連宅満忽遇鬼病死去之時作歌一首[并短歌] (一五一三六八八・三六八九・三六九〇) 右三首挽歌

(乙) (到壺岐嶋雪連宅満忽遇鬼病死去之時作歌一首[并短歌]二) (一五一三六九一・三六九二・三六九三) 右三首葛井連子老作挽歌

(乙) (到壺岐嶋雪連宅満忽遇鬼病死去之時作歌一首[并短歌]三) (一五一三六九四・三六九五・三六九六) 右三首六鯖作挽歌

【II】 故人の死を追悼もしくは哀傷する歌で、時と場の明確でない歌

【皇子・皇女・王・官人等四・五位の者の卒】

聖武朝

《F》詠者不明

(丙) 悲傷膳部王歌一首 (三一四四二)

【六位已下の者・庶民】

《B》夫・妻・兄弟姉妹・恋人等縁者が悼む

持統朝

(丙) 紀伊国作歌四首 (九一一七九六・一七九七・一七九八・一七九九) 右五首柿本朝臣人麻呂之歌集出(内四首)

孝謙朝

(丙) 古挽歌一首[并短歌] (一五一三六二五・一五一三六二六) 右丹比大夫悽愴亡妻歌

(丙) 挽歌 (一三一三三四四・三三四五) 〈右二首 但或云此短歌者防人之妻所作也 然則必知長歌亦此同作焉〉

《F》詠者不明

時代不明

(丙) 或本歌曰(二一二二七) 〈右一首歌作者未詳 但古本以此歌載於此次也〉

(丙) 挽歌 (七一一四〇四)、挽歌 (七一一四〇五)、挽歌 (七一一四〇六)、挽歌 (七一一四〇七)、

挽歌（七一一四〇八）、挽歌（七一一四〇九）、挽歌（七一一四一〇）、挽歌（七一一四一一）、挽歌（七一一四一二）、挽歌（七一一四一三）、挽歌（七一一四一四）、挽歌（七一一四一五）、挽歌、或本歌曰（七一一四一六）、挽歌（一三一三三二四・三三二五）〈右二首〉、挽歌（一三一三三二六）〈右一首〉、挽歌（一三一三三二七・三三二八）〈右二首〉、挽歌（一三一三三二九）〈右一首〉、挽歌（一三一三三三一・三三三二）〈右三首〉、挽歌（一三一三三三三・三三三四）〈右二首〉、挽歌（一三一三三四六・三三四七）〈右二首〉、挽歌（一四一三五七七）以前歌詞未得勘知国土山川之名也

【Ⅲ】偶然行き会わせた無縁の死者にかかわる歌（行路死人歌＝虚構か否かは問わない）

推古朝

（丙）上宮聖徳皇子出遊竹原井之時見竜田山死人悲傷御作歌一首[小墾田宮御宇天皇代墾田宮御宇者豊御食炊屋姫天皇也 諱額田謚推古]（三一四一五）

持統朝

（丙）讚岐狭岑嶋視石中死人柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌（二一二二〇・二二一・二二二）

（丙）柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首（三一四二六）

元明朝

（丙）和銅四年歲次辛亥河辺宮人姫嶋松原見嬢子屍悲嘆作歌二首（二一二二八・九）

（丙）和銅四年辛亥河辺宮人見姫嶋松原美人屍哀慟作歌四首（三一四三四・四三五・四三六・四三七）

右案年紀并所處及娘子屍作歌人名已見上也 但歌辭相違是非難別 因以累載於茲次焉

聖武朝？

（丙）過足柄坂見死人作歌一首（九一一八〇〇）右七首田辺福麻呂之歌集出

不明

（丙）挽歌（一三一三三三五）、挽歌（一三一三三三六・三三三七・三三三八）右九首、或本歌 備後国神嶋濱調使首見屍作歌一首[并短歌]（一三一三三三九・三三四〇・三三四一・三三四二・三三四三）右九首

【Ⅳ】歴史・伝説上の人物に対する後人の哀傷歌

【皇子・皇女・王・官人等三位以上の者の薨】

《C》官僚が悼む

持統朝

（乙）宇治若郎子宮所歌一首（九一一七九五）右五首柿本朝臣人麻呂之歌集出（内一首）

（乙）長忌寸意吉麻呂見結松哀咽歌二首（二一一四三・一四四）

文武朝

（乙）大宝元年辛丑幸于紀伊国時見結松歌一首[柿本朝臣人麻呂歌集中出也]（二一一四六）

聖武朝

（乙）山上臣憶良追和歌一首（二一一四五）右件歌等雖不挽柩之時所作准擬歌意 故以載于挽歌類焉

【六位已下の者・庶民（物語の享受）】

《C》官僚が悼む

聖武朝

（乙）過勝鹿真間娘子墓時山部宿祢赤人作歌一首[并短歌][東俗語云可豆思賀能麻末能弓胡]（三一四

三一・四三二・四三三)

(乙) 過葦屋処女墓時作歌一首[并短歌] (九一八〇一・一八〇二・一八〇三) 右七首田辺福麻呂之歌集出

(乙) 詠勝鹿真間娘子歌一首[并短歌] (九一八〇七・一八〇八) 右五首高橋連蟲麻呂之歌集中出

(乙) 見菟原処女墓歌一首[并短歌] (九一八〇九・一八一〇・一八一) 右五首高橋連蟲麻呂之歌集中出

【V】 死を告げ知らせる歌

★聖武朝

(乙) 七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首[并短歌] (三一四六〇・四六一) 右新羅国尼名日理願也 遠感王德帰化聖 於時寄住大納言大將軍大伴卿家既逕數紀焉 惟以天平七年乙亥忽沈運病既趣泉界 於是大家石川命婦依餌藥事 往有間温泉而不会此喪 但郎女独留葬送屍柩既訖 仍作此歌贈入温泉

【VI】 自傷歌

【皇子・皇女・王・官人等三位以上の者の薨】

(乙) 有間皇子自傷結松枝歌二首 (後岡本宮御宇天皇代) (二一一四一・一四二)

(乙) 柿本朝臣人麻呂在石見国臨死時自傷作歌一首 (藤原宮御宇天皇代) (二一二二三)

(乙) 大津皇子被死之時磐余池陂流涕御作歌一首 (藤原宮朱鳥元年冬十月) (三一四一六)

【六位已下の者・庶民 (物語的享受)】

(乙) 丹比真人[名闕]擬柿本朝臣人麻呂之意報歌一首 (藤原宮御宇天皇代・二一二二六)

(丙) 或本歌曰 (作者未詳 但古本) (二一二二七)

【VII】 天皇不予の時の歌

【天皇の不予】

《A》皇后他が悼む

天智朝

(乙) 天皇聖躬不予之時太后奉御歌一首 (二一一四七)

(乙) 一書曰近江天皇聖体不予御病急時太后奉獻御歌一首 (二一一四八)

問題は残るかも知れないが、題詞の記述に従って、題詞に死にかかわって歌の詠まれた具体的な時と場の示されたものを(甲)、時のみ示され、場は示されないものを(乙)、死にかかわる場も時も不明のものを(丙)として分類整理すると以上ようになる。

『万葉集』の挽歌の部立は『文選』の挽歌の部立に学んだとされる。『文選』には三つの詩を収めるが、その性格は葬儀の歌というよりは、死を素材とした文学的創作というべきもので、具体的な人物の死を悼む詩ではない。内容からすれば、ここにみたように、『万葉集』の挽歌はかなり性格を異にする歌を集めているというべきで、果たして『文選』に学んだといってよいか疑問なしとしない。

このように挽歌とはいいいながら、『万葉集』の挽歌は内容的には多様なものを含んでいる。従来から殯宮儀礼との関わりが想定されてきた挽歌は、この整理によれば、【I】の(甲)に位置づけられる。【IV】歴史・伝説上の人物に対する後人の哀傷歌に属する有間皇子の追悼歌など、何らかの儀礼

とかかわっていたと想定できなくもない歌もあるが、葬儀というわけではない。【I】の(甲)とした歌は、題詞のなかに「殯」もしくは「葬」の語を含んでいるが、この中には人麻呂作歌で、日並皇子殯宮挽歌のように内容と対応させてもそのことに矛盾のない歌もあれば、高市皇子殯宮挽歌のように内容と矛盾するようにみえる歌もあり、また泊瀬部皇女に献られた歌のように夫を失った女性とその兄弟に奉られた歌もあって、これまた性格は一様ではない。また、挽歌ではなく、雑歌の中に含まれている「日本挽歌」は【I】の(乙)としたが、この歌については後に触れることにしたい。

また挽歌は、時代・作者ともに不明なものを除くと、持統朝と聖武朝に多く、持統朝の官僚としての人麻呂を初めとして男性の挽歌が多いことも注意しておくべきかもしれない。

確実に個人の創作の歌と確認できる『万葉集』の歌が、舒明朝まで遡り得るかどうか明確ではないが、『上宮聖徳法王帝説』や『日本書紀』には死を悼む個人の歌が推古朝や斉明朝の歌としてみえる。『万葉集』では雑歌には斉明朝の歌がみえるものの、挽歌・哀傷歌はみえない。上に整理した【I】の(甲)の挽歌としては、天智朝に初めて現れる。ただし、『上宮聖徳法王帝説』には膳夫人が病没した時に聖徳太子が誄して詠んだとする歌と、聖徳太子が薨じた時に、巨勢三杖大夫が太子の死を悼んだ歌三首を上げている。また、『日本書紀』には、孝徳天皇大化五年条に、中大兄に妃造媛が亡くなったとき、野中川原史満が奉ったとする哀傷歌二首があげられている(孝徳天皇大化五年三月条)。これらはいずれも、夫もしくは側近の官僚の詠んだ歌で、男性の挽歌となる。野中川原史満の場合は百済系渡来人の文化の中に、官僚が挽歌を献る慣わしもしくは知識があったといえるかもしれないが、聖徳太子や巨勢三杖大夫の場合はこうした説明ができるわけではない。これらの歌に注目すると、『万葉集』の挽歌から単純に、創作挽歌はもともと女性のもの、妻のものとはばかりはいえないことになる。そうしてむしろ創作挽歌は外来文化になじんだ男性官僚によって生み出されてきたことを暗示しているようにみえる。すくなくとも、これらは時代的には『万葉集』の女性の挽歌に先行する。斉明天皇の場合は孫の健王の死に際して、また牟婁に行くときに健王を偲んで哀傷歌を詠んだという(『日本書紀』斉明四年五月、及び十月条)が、しかし、宝皇女としては舒明天皇の崩御に際しての歌を遺していない。伝統的に皇后もしくは周辺的女性個人が夫の死を傷む歌として歌っていたとすると、こうした時代の挽歌が『万葉集』もしくは『日本書紀』に収められていたとしてもよさそうであるが、そうした挽歌はみられない。

天智天皇の崩御の時になると、作者でいえば皇后などの歌がみえる。そこで、この斉明や孝徳、舒明朝を飛び越えて、敏達天皇の崩御の時、皇后豊御食炊屋姫が殯宮に籠もった記事などからませて、日本の皇后の挽歌は殯宮に奉仕する皇后たちの歌った歌として歌い継がれてきたという「女の挽歌の伝統」が想定され、こうした女の挽歌が殯宮儀礼の発展にもなって官僚による挽歌群に展開したと説かれることにもなった。⁽⁴⁾しかし、これら女性個人の挽歌は天智朝の漢詩隆盛の時代に中国の個人的な挽歌の文化が受容された結果として、伝誦的な挽歌から飛躍して出現したものと解せないわけではない。偶然のことであったのかどうか、『万葉集』においては歌の採輯において偏りがあるにしても、皇后たちによる挽歌は天智天皇と天武天皇の場合に見えるだけで、他には見えない。ここに伝統的な女性の挽歌との繋がりも想定されなくはないが、『万葉集』の個人的創作挽歌を女性に引きつけておく必要はないのではないかと。すくなくとも、男性の個人的創作挽歌は、『上宮聖徳法王帝説』や『日本書紀』を視野に入れると、天智天皇崩御以前も以後もみえること、そうして個人の創作挽歌の多くは持統朝における人麻呂の皇子に対する献呈挽歌として展開され、特に持統朝という一時期の人麻呂一人に集中するという偏りを見せていることに注意が必要であろう。

ところでまた、天智天皇の崩の時には、埋葬とかかわって歌われたとみられる、額田王の山科の墓

をあらけ罷る時の歌がある。これは歌の内容からして天智天皇の埋葬完了の時の歌と見てよい。ただこれらは儀礼的な歌であったのか、個別的哀惜の歌であったのか、問題が無くはない。この挽歌を詠んだ額田と舎人吉年は、先の分類でいえば、②に相当する天智天皇につかえる女性官人、側近中の側近としての官僚であったとみるべきであろう。額田王は天皇との親密性において、妃の類に入れる考え方もあるかもしれないが、官僚の代表たる者として詠んでいるようにみえる。こうした立場で挽歌を詠んだとすると、埋葬が終わり、人々が陵墓を去る時にも挽歌が歌われることがあったとみられよう。

天武天皇の場合は、『日本書紀』によると殯宮儀礼は二年にわたり、その詳細が記され、発哭や誄の奏上には触れられるが、天皇にかかわる官僚の挽歌が歌われたかどうかは記されず、『万葉集』にもその挽歌は収載されない。したがって、天武天皇の殯宮の間に官僚による挽歌の献呈がなされたものかどうか不明確ではない。『万葉集』で殯宮挽歌とされている歌の多くは天武天皇の皇子・皇女あるいは、天武朝を生きた天智天皇の皇子や周辺の王たち死にかかわる歌だけなのである。しかも、殯宮挽歌は少数の皇子や皇女にのみ限定され、『万葉集』に残された挽歌、中でも長歌形式の挽歌の詠作者は人麻呂を除くとごく一部の歌人になる。かならずしも、時代的にも社会的にも普遍性をもった挽歌のようにみえない。近親者に対する長歌による挽歌は家持も詠むが、社会性をもったものとしてよりは、人麻呂の個人的な挽歌の流れを継承し、追悼歌として詠作しているようにみえる。

人麻呂の場合は、複数の皇子に対する挽歌を詠んでいる。これによって想定すれば、側近のような親密性をもって特定の皇子に仕えた者でなく、先の分類でいえばC「官僚（職務上の縁者）」に相当する人々の中に含まれるとみてよからう。人麻呂には舎人説もあったが、多くの皇子、皇女への献呈歌を詠んでおり、このことは特定の皇子との関係を認める舎人説に疑義を呈する根拠となる。おそらく彼は、持統天皇の時代を生きた歌の上手故に、献呈歌を詠む者に選ばれただけの存在であり、献呈対象たる皇子や物故者とはかならずしも側近の官僚としてではなく、彼の能力故に献呈挽歌を依頼された歌人として詠んだだけであったと見るべきであろう。⁽⁵⁾

人麻呂の挽歌のなかには題詞に殯宮の語が含まれるにもかかわらず、かならずしも殯宮の時に限定されない表現、たとえば埋葬後とみなされる表現をもつ歌もあり、殯宮期間に詠まれたものではなく、埋葬時もしくは埋葬後の追善供養の時に詠まれたものではないかと想定される歌もある。

そこで次に、人麻呂の挽歌で、唯一、薨時と殯宮挽歌献呈時とがおおよそでも確認および推定できる歌として、集中でも長大な高市皇子の殯宮挽歌（二一九九）を取り上げてこのあたりの問題を考えてみたい。

（二）人麻呂作の殯宮挽歌と儀礼

高市皇子挽歌はよく知られた歌ではあるが、まず最初に掲げてみると、

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌

挂文 忌之伎鴨 [一云 由遊志計礼抒母] 言久母 綾尔畏伎 明日香乃 真神之原尔 久堅能 天都御門乎 懼母 定賜而 神佐扶跡 磐隱座 八隅知之 吾大王乃 所聞見為 背友乃国之 真木立 不破山越而 狛劍 和射見我原乃 行宮尔 安母理座而 天下 治賜[一云 掃賜而] 食国乎 定賜 等 鷄之鳴 吾妻乃国之 御軍士乎 喚賜而 千磐破 人乎和為跡 不奉仕 国乎治跡[一云 掃部 等] 皇子随 任賜者】 大御身尔 大刀取帶之 大御手尔 弓取持之 御軍士乎 安騰毛比賜 齊流 鼓之音者 雷之 声登聞麻侶 吹響流 小角乃音母[一云 笛之音波] 敵見有 虎可叫吼登 諸人之 協流麻侶尔[一云 聞或麻侶] 指拳有 幡之靡者 冬木成 春去来者 野每 著而有 火之[一云

冬木成 春野焼火乃] 風之共 靡如久 取持流 弓波受乃驟 三雪落 冬乃林尔[一云 由布乃林]
颺可毛 伊卷渡等 念麻仵 聞之恐久[一云 諸人 見或麻仵尔] 引放 箭之繁計久 大雪乃 乱而
来礼[一云 霰成 曾知余里久礼婆] 不奉仕 立向之毛 露霜之 消者消倍久 去鳥乃 相競端尔
[一云 朝霜之 消者消言尔 打蟬等 安良蘇布波之尔] 渡会乃 齋宮従 神風尔 伊吹或之 天雲
乎 日之目毛不令見 常闇尔 覆賜而 定之 水穂之国乎】 神随 太敷座而 八隅知之 吾大王之
天下 申賜者 万代尔 然之毛将有登[一云 如是毛安良無等] 木綿花乃 榮時尔 吾大王 皇子之
御門乎[一云 刺竹 皇子御門乎] 神宮尔 装束奉而 遣使 御門之人毛 白妙乃 麻衣著 埴安乃
御門之原尔 赤根刺 日之尽 鹿自物 伊波比伏管 烏玉能 暮尔至者 大殿乎 振放見乍 鶉成
伊波比廻 雖侍候 佐母良比不得者 春鳥之 佐麻欲比奴礼者 嘆毛 未過尔 憶毛 未不尽者 言
左敞久 百濟之原従 神葬 々伊座而 朝毛吉 木上宮乎 常宮等 高之奉而 神随 安定座奴】
雖然 吾大王之 万代跡 所念食而 作良志之 香来山之宮 万代尔 過牟登念哉 天之如 振放見
乍 玉手次 懸而将偲 恐有騰文 (二一九九)

短歌二首

久堅之 天所知流 君故尔 日月毛不知 恋渡鴨 (二二〇〇)

埴安乃 池之堤之 隱沼乃 去方乎不知 舍人者迷惑 (二二〇一)

或書反歌一首

哭沢之 神社尔三輪須惠 雖祷祈 我王者 高日所知奴 (二二〇二)

右一首類聚歌林曰 桧隈女王怨泣沢神社之歌也 案日本紀云 十年丙申秋七月辛丑朔庚戌後
皇子尊薨

とある。この壬申の乱における活躍を中心に据えた高市皇子を讃える長大な挽歌は葬儀の如何なる過程でうたわれたのであろうか。

題詞には殯宮とあるにもかかわらず、歌中には「朝も吉し木上の宮を常宮と高く奉りて神ながら鎮まりましぬ」とある。高市皇子の墓は『延喜式』「諸陵寮」には、「三立岡墓。高市皇子。在大和国広瀬郡。兆域、東西六町。南北四町。無守戸。」とあるから、広瀬郡ということになる。「三立岡」が「木上宮」の地と一致するのか問題になる。「殯宮」は「仮に遺体を安置して祭る場所」であるのに対し、「常宮」は「永遠の埋葬施設」であると解するのが基本であろうから、題詞と歌の表現とは矛盾することになる。この両者の関係のみならず、歌の性格についても諸説⁽⁶⁾あるが、ここでは私見のみを述べることにする。

歌の内容を見ると、歌意は連続しているとしても、内容的には五つの内容が述べられている。①は天武天皇の治績と高市皇子への付託。②は天皇の付託に応えた高市皇子の壬申の乱における活躍による乱平定、③は高市皇子への期待の集まった時に薨じ、宮で殯宮を行ったこと、④は木上の宮を常宮として鎮まったこと、⑤は高市皇子の香具山の宮をよすがとして偲んでゆこうとの誓い、ということになろうか。これらで注目したいのは、今見た③④⑤である。ここには③殯宮儀礼、④埋葬、⑤香具山の宮を形見として偲んで行こうと言挙、となるが、最後に香具山の宮が皇子を偲ぶよすがとして歌われるのは、この歌の詠まれた場所が香具山の宮であったからとみられる。時間の流れからしても、香具山の宮は、歌い手、聞き手がともに常宮としての木上の宮から戻って後に居る場所として詠み込まれていると理解できる。つまり、歌を詠み上げるために立っている場所である。とすると、この歌は香具山の宮で、葬儀の終了後に詠まれたことを暗示しているといえる。

ところで、題詞は殯宮の時に詠まれた歌とし、中国でも『顔氏家訓』や『楽府』では挽歌を歌ったように記すが、『礼記』では、葬儀に哀傷歌を歌うことに触れない。逆に、歌を楽しむものとしての

ことではあるが、歌うことを止めるべきだという。

墓に適けば壟に登らず。葬を助くるには、必ず紼を執る。喪に臨みては笑はず。人を揖するには必ず其の位を違(さ)る。柩を望みては歌はず。入りて臨するに翔らず。食に当たりては歎かず。鄰に喪有れば、春くに相せず。里に殯有れば、巷に歌はず。墓に適けば歌はず。哭する日には歌はず。喪を送るには徑に由らず。葬を送るには塗潦を辟けず。喪に臨めば則ち必ず哀色有り。紼を執れば笑はず。楽に臨めば歎せず。介冑すれば則ち犯す可からざるの色有り。故、君子は戒慎して、色を人に失はず。 (『礼記』「曲礼」上)

といった具合である。このうちの「鄰に喪有れば、春くに相せず。里に殯有れば、巷に歌はず。」は、同じく「檀弓上」においても繰り返し、言及される。歌に挽歌のあることにさえ触れることはない。魯人が、朝に大祥(二十四ヶ月)を行い暮れに歌ったことを、子路が聞きとがめたのを孔子がたしなめた話(「檀弓上」)もみえるが、儒教では基本的には歌は父母の場合三年の喪の明けるまで歌ってはならないとしているようである。この高市皇子挽歌は楽しみの歌ではなく、悼む歌ではあるが、おそらく已に受容され、支配層の理念的な社会規範を形成していた正統的な儒教の文化とは異なる流れの上に成り立っている歌と見てよかろう。

高市皇子挽歌に戻ると、周知のごとく、壬申紀によれば、当時十九歳の高市皇子は父大海人皇子の吉野脱出に呼応して近江の都を脱出し、柘植で父の一行に合流し、前線の指揮官として活躍した。この壬申の乱における勝利が天武天皇の誕生を導いたのであるから、天武天皇と持統天皇にとってはその功績は絶大なものとみなされていたであろう。不破の関で天武軍の中核を構成することになった尾張氏他、多くの人々が壬申年の功臣として長く榮譽を受けたことは『日本書紀』・『続日本紀』によって確認できるとおりである。当然高市皇子も卑姓の母の所生ではあったがしかるべき扱いを受けて持統朝には太政大臣となり、さらには皇太子にも擬せられたという。したがって高市皇子の功績を語る時、壬申の乱における活躍が極めて重要なこととして意識されていたことは確かで、この歌において壬申の乱の描写に多くが割かれたのも当然といえば当然のことであった。ただ、人麻呂が壬申の乱の経験者であったとみる説もあるが、必ずしも参戦したとみる必要はないと思われる。一族の和珥部臣君手は大海人皇子が東国に移ることを決意したとき、先遣隊として、村国連男依等とともに多品治の元に遣わされ、不破の関を閉じるように命じられているから、柿本氏を含む和珥一族は天武方に付いていたとみてよい。人麻呂はこうした和珥一族の人々を通じて、乱の際の戦いの様子に通じていたとみられる。すくなくとも、軍語は古代の人々にとっても関心の深かったことは、対新羅の様々な戦いについて記されたものによって知ることができるとおりで、壬申の乱における様々な戦いの様子も語り継がれていたものとみられ、人麻呂はそうしたものを伝え聞いていたとみてよい。

ここで、注意したいのは別に触れたが、壬申の乱の描写のことである。これは天智天皇の崩御の翌年、六月壬午(二十二日)から、同年七月乙卯(二十六日)までの間戦われ、この乙卯の日に大友皇子の首級が天武のもとにと届けられ、戦いは終息を迎えた。ところが、一九九番歌では壬申の乱の叙述が冬から早春の情景を用いながら歌われている。

他方、高市皇子の薨去はこの左注にも指摘するように、持統天皇十年丙申秋七月辛丑朔庚戌(十日)であった。丁度壬申の乱と重なる季節に薨じたのであった。当然のこととして、もし薨去の時期にこの歌が詠作されていたとすれば、夏から秋の景物を用いつつ歌われたとみてよい。しかしながら、この歌における壬申の乱の描写は、

・・・ ささげたる 幡の靡きは 冬ごもり 春さりくれば 野ごとに 著きてある火の
[一に云はく 冬ごもり 春野焼く火の] 風のむた 靡くがごとく 取り持てる 弓はずの驟

き み雪落る 冬の林に[一に云はく ゆふの林に] 颯かも い巻き渡ると 念ふまで 聞きの
恐こく[一に云はく 諸人の 見惑ふまでに] 引き放つ 箭の繁けく 大雪の 乱れて来たれ
[一に云はく 霰なす そちよりくれば] 奉仕はず 立ち向ひしも 露霜の 消なば消ぬべく
去く鳥の あらそふ端に . . .

と表現されるように、壬申の乱の時期である夏の終わりから初秋にかけての情景ではなく、七ヶ月ほど後のおそらく翌年二月ころの晩冬から早春の景観で歌われている。このことは、この歌がこの時期に詠作されたことを示しているといえる。

もっともこの歌の表現では、亡くなった時のことではあるが、

. . . 吾が大王 皇子の御門を[一に云はく 刺す竹の 皇子の御門を] 神宮に 装ひ奉りて
使はしし 御門の人も 白妙の 麻衣著て 埴安の 御門の原に あかね刺す 日のことごと
鹿じもの いはひ伏しつつ ぬば玉の 暮になれば 大殿を 振り放け見つつ 鶉なす いはひ
廻り 侍候らへど さもらひ得ねば 春鳥の さまよひぬれば 嘆きも 未だ過ぎぬに . . .

と、御子の宮を神宮に装いまつり、鹿や鶉のように這い回り、春鳥のように歎きながら皇子の宮での殯宮もしくは葬儀に奉仕する様が歌われる。この鹿・鶉は秋の景物であり、春鳥は春の景物であるから、特定の季節に拘束された表現ではなく、この場合春秋という対照的表現を用いて表現したにしかすぎず、先の壬申の乱の描写も季節に関わらせて理解する必要はないかもしれない。しかしながら、先にみたように、壬申の乱を早春の景で描写したのはこの歌の詠まれた季節とかかわるとみてよいであろう。この皇子の宮で匍匐儀礼などが行われた殯⁽¹¹⁾の時期を過ごして、この歌を詠むまでの間のこととして、さらに葬送のことが次のように歌われる。

. . . 言さへく 百済の原ゆ 神葬り 葬りいまして 朝も吉し 木上の宮を 常宮と 高く
奉りて 神随ら 安定り座しぬ . . .

この表現は、葬列が百済の原を通り過ぎて、木上の宮を常宮すなわち陵墓として神そのままに鎮まったというのであるから、これは埋葬の儀が既に終わった後で歌っているとみてよいであろう。とすると、この歌の詠まれた時は葬儀の過程でいえば、埋葬が終わった後になる。この後に続く表現は、埋葬のこを受け、

. . . 然れども 吾が大王の 万代と 念ほし食して 作らしし 香来山の宮 万代に 過む
と念へや 天のごと 振り放け見つつ 玉手纏 懸けて偲はむ 恐れけれども . . .

と締め括られる。ここでは、もう一度皇子の香具山の宮に戻って、この宮は主の高市皇子を失っても万代に朽ちることなく続き、仕える者も宮を縁にして皇子のことを偲び続けようというのである。この最後の表現が宮でのものかどうかは問題ながら、これを歌の場を詠みこんだとみるならば、この歌は埋葬後に皇子の宮で営まれた儀式の場で詠まれた、もしくは披露された歌と理解されるであろう。とはいえ、藤原期において、伝統的な葬儀としての埋葬の後に、如何なる儀式・儀礼が行われたものか不明といってよい。

しかし、埋葬後に現在のわれわれの習俗とは異なる慰霊の儀式が行われ、縁者が逝去した者の霊を慰めるために、誄に相当するような歌を依頼し、詠ませた可能性もなくはない。すくなくとも、この歌の表現は、素直に読めば、殯宮の終了時期以後であることはもとより、埋葬後であったとみるべきことは、確かなはずだからである。

ところで、日本固有の死後の儀礼であるが、亡くなった人の魂祭りはというと、すぐ思い出されるのは、習俗的にいえば、秋(盆)と暮れ(大晦日)の二度の魂祭りの時期であつた⁽¹²⁾。暮れの魂祭りというと、旧暦で言えば丁度二月になる。とすると、一九九番歌の冬から早春にかけての表現は、この

暮れの魂祭りの時期と重なる表現がみえることになる。では、固有の魂祭りに、歌が歌われることがあったのかというと、これまた不明という他ない。ただ、暮れの魂祭りに、今の初盆のような新たな死者の為の法要がなされたとする、このときにあわせて高市皇子のための追善供養としての齋会が行われ、その場でこうした歌が詠まれることもあったのではないかと考えられよう。

また、天武朝・持統朝は仏事的儀礼が行われるようになった時代であり、後にも触れるが、一六〇・一番歌の左注にみえるように、死者追善供養のための仏教的齋会が行われるようになっていたから、そうした齋会の場で歌が詠まれることもあり得た。死の直後の儀礼としては初七日以後、七七日の法要で一応の区切りを迎える。以後は百日、一回忌、三回忌といったものになろうが、この場合は約七ヶ月前後のことになろうから、当時の仏教儀式のことは不明であるが、これに相当するものはない。しかし、殯宮期間が終わり、納骨もしくは埋葬されるときに、追善供養のための何らかの臨時の齋会が行われたと考えることは不可能であるまい。もとより、仏事は基本的には僧侶主導で営まれるものであり、こうした歌が入り込む余地があったものかどうか問題になる。ただし、仏教的な法会と歌は全く無関係というわけでもない。

興福寺維摩会は藤原鎌足が始めたが、没後廃され、三十年後不比等によって鎌足の忌日に合わせて七日間修せられるようになり、鎌足の追善供養の意味も込められたという。すなわち藤原仲麻呂の言によると、「毎年冬十月十日。始闢勝筵。至於内大臣忌辰。終為講了。此是奉翼皇宗。住持佛法。引導尊靈。」(『続日本紀』天平宝字元年閏八月壬戌条)とみえる。その維摩会が皇后宮で営まれたときのこととして、『万葉集』には、

仏前の唱歌一首

時雨の雨間無くな降りそ紅にはへる山の散らまく惜しも (八一五九四)

右は、冬十月、皇后宮の維摩講の終の日に、大唐・高麗等の種類の音楽を供養し、此の歌詞を唱ふ。弹琴は市原王と、忍坂王〈後姓を賜へる大原真人赤麿なり〉となり。歌子は田口朝臣家守と、河辺朝臣東人と、置始連長谷等と十数人なり。

という、歌が見える。これは前後の歌からして天平十一年のこととすると、鎌足没後七十一回忌の法要になるが、その最終日(維摩会は十月十日から鎌足の忌日十六日までの七日間行われたが、その最終日⁽¹⁴⁾)に歌われたものであろう。法要とは直接関係のない内容のようにみえる歌ではあるが、無常観とかかわる歌と解したものが、短歌が琴の演奏に合わせて合唱されたことが知られる。このことは、追善の仏教儀式と和歌が全く無関係ではなかったことを想定させる。これは後にみる憶良の挽歌との関係で考えることにしたい。

ところで、内容はともかく、この歌との関連で注意されるのは、志貴皇子の葬儀の歌である。その歌は、

霊亀元年歳次乙卯の秋九月、志貴親王の薨りましし時の歌一首并に短歌

梓弓 手に取り持ちて 大夫の 得物矢手ばさみ 立ち向ふ 高円山に 春野焼く 野火と見る
まで もゆる火を いかにと問へば 玉梓の 道来る人の 泣く涙 こさめに降りて 白栲の
衣ひづちて 立ち留り われに語らく 何しかも もとなとぶらふ 聞けば 哭のみし泣かゆ
語れば 心そ痛き 天皇の 神の御子の いでましの手火の光そ ここだ照りたる

(二一二三〇)

短歌二首

高円の野辺の秋萩いたづらに咲きか散るらむ見る人無しに (二一二三一)

三笠山野辺行く道はこきだくも繁に荒れたるか久にあらなくに (二一二三二)

右の歌は、笠朝臣金村の歌集に出づ。

或る本の歌に曰はく

高円の野辺の秋萩な散りそね君が形見に見つつ偲はむ (二一二三三)

三笠山野辺ゆ行く道こきだくも荒れにけるかも久にあらなくに (二一二三四)

この長歌は、「白栲の衣ひづちて立ち留りわれに語らく」とあるところからして、また、現在の皇子の墓とされる田原陵への道をたどるとみられることからして、殯宮・火葬・埋葬のいずれであれ葬列の有様を歌ったものと理解できようが、実のところ、『続日本紀』の薨去の記事と年次が異なっている。すなわちこちらには、靈龜二年八月に、「甲寅(十一日)。二品志貴親王薨。」とある。約一年のずれがある。この理由については諸説あるが、元正天皇の即位が九月二日に予定されていたために、一年遅らせたとみる説があり、穏当なようにみえる。しかし、この靈龜二年の薨去記事に「遣從四位下六人部王。正五位下県犬養宿祢筑紫。監護喪事。」とあるのをみると、一年も喪事を延ばした理由は理解しにくい。また薨去があったとする八月十一日であるが、これは宝龜二年五月甲寅(廿九)条の「始設田原天皇八月九日忌齋於川原寺。」とある記事ともくい違ふ。ここでは、『万葉集』の依拠した『笠金村集』の記述に問題があったとする説に従いたい。⁽¹⁵⁾

長歌には九月の季節を示唆する表現はないが、逆に反歌二首は葬儀にかかわる表現はみえないが、春日野の物色をあげて季節を示している。皇子の薨去秋萩が皇子に見られることなく散る、あるいは野辺が荒れていくと歌う。前の歌と一体化しているとはいいたいものの、欠を補う歌というべきであろうか。皇子をその宮のあった春日野の高円山・三笠山の野辺の植物にかかわらせて偲ぶ趣にはなっている。この歌の詠まれた時期は不明ながら、皇子の薨去を靈龜二年八月十一日とみると(元年八月十一日であったとしても)、九月は皇子の七七日が入ってくる。薨去から少なくともほぼ二〇日を経ているとすると、その七七日を終えて後に埋葬が行われたとみると九月末の歌であったといえようか。⁽¹⁷⁾ただ、芽子の終わりにしてもやや遅すぎるかもしれない。

このことを視野に入れて、この歌が如何なる場所で歌われたのかを問題にすると、埋葬後に行われた仏教的な追善の齋会を想定することも可能になろう。このことはまた、人麻呂の高市皇子殯宮挽歌も、殯宮が終り、埋葬も終わったあとのなんらかの仏教的な追善の齋会で詠まれた可能性を示唆するように思われる。

額田王の山科の墓をあらけ罷る時の歌として収められた歌は、天智天皇の埋葬を終えようとする陵での儀式において歌われたようにみえるが、あるいはこれも埋葬終了後の追善の儀式において詠まれた歌であったといえるかもしれない。この歌も含めて、挽歌の詠われた場はなお様々な想定をしてみなければならない。

すくなくとも、挽歌の詠まれた場としては、我々の想定しえない様々な場があり、その一つとして埋葬後の追善供養の場も想定できるのではないか。殯宮の挽歌とあっても、高市皇子の挽歌のように歌の内容からすると必ずしも殯宮ではなく、埋葬後に詠まれたとみられるものもあり、持統朝には仏教的な追善供養を含めて挽歌を披露する葬送文化と場が生まれていたと想定する必要があるのではないかと考える。

持統天皇の時代における追善供養としての仏教儀式と歌のかかわりで注目されるのは、「天皇崩之後八年九月九日奉為御齋会之夜」に夢で天皇が習い覚えたという歌である。この歌は「明日香清御原宮御宇天皇代」に分類されるが、実際は持統天皇朝の歌というべきであろう。御齋会の夜に夢の中で習い覚えたというのは御齋会において歌が歌われていたことを暗示するように思われる。その歌は、

天皇崩りましし後八年九月九日、奉為の御齋会の夜、夢のうちに習ひ給ふ御歌一首 古歌集

の中に出づ

明日香の 清御原の宮に 天の下 知らしめしし やすみしし わご大君 高照らす 日の皇子
いかさまに 思ほしめせか 神風の 伊勢の国は 沖つ藻も 靡きし波に 潮気のみ 香れる国
に 味こり あやにともしき 高照らす 日の皇子 (二一一六二)

とあり、歌意は分かりにくい。しかし、伊勢は日の皇子としての天武天皇が天皇のみの神としての大日靈貴を祭った伊勢神宮の地であり、歌意はこのことと関わっているようにみえる。この九月九日の御齋会は、『日本書紀』に「丙午、天皇の病遂に差えずして、正宮に崩りましぬ。」(朱鳥元年九月九日条)、「九月の壬戌の朔庚午に、国忌の齋を京師の諸寺に設く。」(持統元年九月九日条)とあることからして、天武天皇の忌日の追善供養のためのものであったと知られる。この忌日において、持統天皇は天武天皇の追善供養のために仏教的法会を営んでいたと知られるのである。こうした法会において歌の披露が組み込まれていたがゆえに、持統天皇は夜の夢で歌を習い覚える経験をしたのであるとすると、人麻呂の諸皇子のための献呈挽歌も、忌日の法要に限定されない仏教的法会において、あるいはその一つとしての埋葬後の法要において詠まれた可能性も想定されよう。ただし、そうはいいながら、維摩講の歌も、この御齋会の歌も挽歌とされていないことには注意しておかなければならないかも知れない。ただし、仏事であるというには、これらの歌は死後の仏教的安穏や成仏を願う意味、あるいはそれを仏菩薩に祈願する意味が全く盛り込まれていないことが問題になるであろう。ここに仏教儀式との関係を想定するうえでの困難な問題が潜んでいるわけであるが、ともあれ、こうした事例も視野にいれると、挽歌といわれている歌、殯宮の時の歌といわれている歌を含めて、その歌が如何なる場と結びついていたかを考える場合、仏教的な儀式との関係も視野にいなければならないように思われる。挽歌は如何なる儀礼性を帯びているのか、詳細に検討するならば、事は決して単純ではないように思われる。そこで、次にこのことを考えるために、山上憶良の日本挽歌の挽歌と序についてみてみたい。

(三) 日本挽歌について

周知のごとく、山上憶良の日本挽歌には前に散文と詩とが付加されている。これら一群の表現はこの歌の場について一定の示唆を与えてくれるように思う。そこで、次にこれらの散文と挽歌について取り上げ、これらが示唆するものについて検討しておきたい。

現在「葬式仏教」という言葉があるほど、仏教は葬儀と深く関わっている。しかし、奈良時代の官大寺を中心とした仏教は、周知の如く、三論衆と法相衆という、論を中心とした、哲学的仏教によって支えられていた。文武朝からは葬儀において仏教的な火葬を受け入れてはいたが、仏教が積極的に喪葬儀礼に関与していったわけではない。現在でも奈良の大寺の僧の葬儀を行うのは南都の大寺の僧ではなく、浄土宗の僧であるといわれる。寺院の社会的立場は変質しても、哲学的仏教を研究する仏教大学の意識を保っているところがあるのである。天武天皇の殯宮の時に、僧が発哭するかたちで参加してはいるが、殯宮や葬儀を主導したとはみられず、追善の儀式はともかく、葬儀に仏教が関わるところは少なかったとみてよいのではあるまいか。

ところで、『万葉集』巻五の最初には、神亀五(七二八)年六月二十三日の旅人の妻大伴夫人の死に関わる弔問に答えたとみられる「太宰の帥大伴卿、凶問に報ふる歌一首」があり、これにつづいて、山上憶良が約一月後の神亀五年七月二十一日に旅人に奉ったとみられるの長い序文と仏教的漢詩を伴った「日本挽歌」が配されている。この序文と仏教的漢詩には仏教的表現が多く含まれ、仏教的儀式との関係を思わせるので、まずはこれを見てみると、次のようにいう。

蓋し聞く、四生の起滅は夢の皆空しきが方く、三界の漂流は環の息まぬが喩し。所以に、維摩大士も方丈に在りて、染疾の患を懐きしことあり、釈迦能仁も双林に坐して、泥洹の苦を免れたまひぬといふこと無し。故に知りぬ、二聖至極すら力負の尋ね至ることを払ふといふこと能はず、三千世界に誰か能く黒闇の捜ね来ることを逃れむ。二つの鼠競ひ走りて、目を度る鳥旦に飛び、四つの蛇争ひ侵して、隙を過ぐる駒夕に走る。

嗟呼痛しきかも。紅顔は三従と長に逝き、素質は四徳と永に滅ぶ。何ぞ、偕老の要期に違ひ、独飛して半路に生かむといふことを図らむ。蘭室に屏風徒らに張りて、断腸の哀しび弥痛く、枕頭に明鏡空しく懸りて、染筠の涙逾落つ。泉門一たび掩はれて、再び見るに由無し。嗚呼哀しきかも。

愛河の波浪は已先に滅え、苦海の煩惱も亦結ばほるといふことなし。

従来この穢土を厭離す。本願をもちて生を彼の浄刹に託せむ。

日本挽歌

大君の 遠の朝廷と しらぬひ 筑紫の国に 泣く子なす 慕ひ来まして 息だにも いまだ休
めず 年月も いまだあらねば 心ゆも 思はぬ間に うち靡き 臥しぬれ 言はむ術 為む術
知らに 石木をも 問ひ放け知らず 家ならば 形はあらむを うらめしき 妹の命の 我をば
も 如何にせよとか 鳩鳥の 二人並び居 語らひし 心背きて 家ざかりいます (五一七九四)

反歌

家に行きて如何にか吾がせむ枕づく妻屋さぶしく思ほゆべしも (五一七九五)
愛しきよしかくのみからに慕ひ来し妹が情の術もすべなさ (五一七九六)
悔しかもかく知らませばあをによし国内ことごと見せましものを (五一七九七)
妹が見し棟の花は散りぬべしわが泣く涙いまだ干なくに (五一七九八)
大野山霧立ち渡るわが嘆く息嘯(おきそ)の風に霧立ちわたる (五一七九九)

神亀五年七月二十一日筑前国守山上憶良上(たてまつ)る

この序文には、「四生の起滅」、「三界の漂流」[「愚癡の凡夫は五趣に漂流す」(『雑阿含経』卷第十五く『大正新脩大蔵経』卷第二、一〇八頁)]・「凡夫の五趣の海を漂流す。(出『雑阿含経』第十六卷)」「(『経律異相』第四十八卷「亀第三」く『大正新脩大蔵経』卷第五三、二五七頁)]、「環の息まぬに喩ふ」[「輪有りて、環を旋らすに始無し」(『俱舍論』卷第九く『大正新脩大蔵経』第二九卷四八頁)]、「維摩大士も方丈に在りて、染疾の患を懐きしこと」、「釈迦能仁」、「双林に坐して」、「泥洹」、「二聖至極」、「三千世界」、「黒闇」「女人答へて言はく、『我が字は黒闇なり』と。」(『大般泥槃経』「聖行品」く『大正新脩大蔵経』卷第二五、四三五頁)]、「二つの鼠競ひ走りて」(『賓頭盧突羅闍為優陀延王説法経』く『大正新脩大蔵経』卷第三二、七八七頁)⁽¹⁸⁾)[「黒白二鼠は以て昼夜に喩ふ」(『仏説譬喩経』く『大正新脩大蔵経』卷第四、八〇一頁)]、「白き鼠は日月なり。日月人の命を剋食して日々に損い減じて暫くも住むこと有ること無し。」(『衆経撰雜譬喩』上く『大正新脩大蔵経』第四卷五三三頁)]、「四つの蛇争ひ侵して」(『中阿含経』七く『大正新脩大蔵経』卷第一、四六四頁)]、「四大の毒蛇の如きを」(『維摩経』く『大正新脩大蔵経』卷第一四、五四三頁)]、「其の四毒蛇は四大に喩ふ。」(『仏説譬喩経』く『大正新脩大蔵経』卷第四、八〇一頁)]、「四毒蛇は四大に喩ふ」(『賓頭盧突羅闍為優陀延王説法経』く『大正新脩大蔵経』卷第三二、七八七頁)]、「四つの毒蛇は四大なり。」(『衆経撰雜譬喩』上く『大正新脩大蔵経』卷第四、五三三頁)]等々、多くの仏教語もしくは表現が用いられ、その出典についてもすでに指摘⁽¹⁹⁾があり、また調査によってみいだすこともできる。たとえば、「愛河」は「出愛河之深際。」(『広弘明集』く『大正新脩大蔵経』卷第五二、

一一二頁)、「拔愛河而升彼岸。」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、二五九頁)、「一入愛河永沈無出。」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、二七八頁)、「愛河奔迅欲海飛騰。」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、三三五頁)、「長免愛河深。」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、三五三頁)がみえる。「苦海」は「我見諸衆生。沒在於苦海。」(『法華經』第十六「如來壽量品」〈『大正新脩大藏經』卷第九、四三頁)、「故知長淪苦海。」・「所言、三生入於生死大苦海故。」(『仏説仏名經』〈『大正新脩大藏經』卷第一四、一八九頁)、「諸生沒於苦海。」(『經律異相』〈『大正新脩大藏經』卷第五三、一三二頁)、「謂觀有情沒衆苦海。」(『俱舍論』〈『大正新脩大藏經』卷第二九、一五一頁)、「汝觀此牟尼、已渡苦海流。」(『雜阿含經』〈『大正新脩大藏經』卷第二、二七頁)、「出諸子於火宅。濟群生於苦海」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、一七二頁)、「厭離」は「厭離生死行出世法。」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、三〇九頁)、「穢土」は「淨国則無辱無忍。穢土無事非辱。」・「但弘誓之功不及穢土。」(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、三一七頁)など、經典や仏教関係書に出典を見いだすことのできる。ただ、「厭離」・「穢土」は個々に『広弘明集』にみえるけれども、「厭離穢土」の熟語は日本では一般的な表現ながら、管見の範囲では仏典にはみえず、この憶良の例が最も早い例のように思われる。ともあれ、ここにみたごとき經典、仏教書をすべて憶良が読み得ていたともおもわれない。いうまでもないことながら、仏教語はすでに大寺の中で行われた齋会や講經などの儀式的場で耳にすることができ、一々經典を読まないでもそうした儀式に参加すれば学ぶことができたであろうと思われる。「愛河・苦海」の語を含み持つ表現については、佐藤美智子氏が仏典そのものではなく、⁽²⁰⁾ 仏典を踏まえた表現にみえることを『雑集』所載の涅槃詩をあげて指摘しておられる。しかし、今見た如く、憶良の散文と詩に用いられた仏教語の出典は多岐に亘り、これらの出典に一々当たって得たとも思われない。むしろ、これらの多くはすでに当時の詩文に用いられた一般的な仏教語であり、⁽²¹⁾ これらを参考にしつつものした文であると考えられる。

「愛河」については最近でも王暁平氏が、出典として『大智度論』(竜樹菩薩造 姚秦三蔵法師鳩摩羅什訳「釈初品中総説如是我聞」卷第二〈『大正新脩大藏經』卷第二五、六七頁)に「已度凡人恩愛河 老病死券已裂破 見身篋中四大蛇 今入無余滅涅槃」⁽²²⁾をあげておられる。ただしこれは、「恩愛の河」であって、「愛河」を含むとしても同じ語と見なすことには問題が残るであろう。「愛河」についていえば、先に見たとおり、『広弘明集』に多く見られ、他にも「苦海・煩惱・穢土・厭離・淨利」といった語の使用が認められる他、⁽²³⁾ いうまでもないことながら、『文選』の誄のみならず、『広弘明集』にみえる仏教系の誄でも「嗚呼哀哉」は多用される。一つの誄の中でも繰り返して用いられるが、「嗚呼痛哉」の類は用いられていない(『広弘明集』〈『大正新脩大藏經』卷第五二、二六三～二六八頁)。

日本挽歌の前の序文については、芳賀紀雄氏が文体と用語から墓誌や願文との関係について言及し⁽²⁴⁾ 用語についていえば、墓誌には「泉門一掩」・「三従・四徳」の類の表現は、芳賀氏の上げられたものとも重なるが、

魏故寧陵公主墓誌銘(中略)白日照照、重夜冥冥、泉門既掩、宝鏡自塵。伊人長古、風月有新、勒徽玄石、千祀無泯。永平三年(五一〇)正月八日夜薨、時年廿二。

(北京図書館蔵拓墓誌銘文)

魏故鎮遠將軍前軍將軍贈冠軍將軍正平太守元君之墓誌銘君諱仙、字延生、河南洛陽人也。(中略)、以大魏〔正光〕二年(五二一)八月廿二日寢疾薨於第。聖上悼賢、朝悲仁、故贈冠軍將軍正平太守、諡曰貞、祭以少牢。四年二月廿七日甲申葬於景陵之東阿。泉門一閉、白日倫光、行聞

鳥思、日見松蓑、魂兮焉在、刊石留芳。乃作銘曰：（後略）。（北京図書館蔵拓墓誌銘文）

魏故勃海太守王府君墓誌銘」君諱偃、字槃虎、太原晉陽人也。（中略）以武定元年閏 月廿一日卒于第。以其年十月廿八日葬於臨齊城東六里。凡厥士友、至於賓僚、咸以為、泉門一閉、陵谷代遷、鐫石題徽、式揚景烈。乃作銘曰。（後略）。（北京図書館蔵拓墓誌銘文）

大魏故侍中特進驃騎大將軍尚書左僕射司州牧司空公鉅平県開国侯元君之神銘」君諱欽、字思若、河南洛陽人也。（中略）粵永安元年（五二八）十一月甲寅朔八日辛酉遷窆於西陵之阿。痛德音之滅響、傷神影之潛輝、題斯言於一石、（中略）日沉朱陸、月次黃鍾、室卷組帳、庭設龜龜。泉門幽隱、隴戸深重、一去永矣、歸來無從。（北京図書館蔵拓墓誌銘文）

夫人姓李、諱矩蘭、冀州勃海郡条県広楽郷新安里人也。（中略）恪勲泛愛、綏孝兼慈。閑詳外順、柔静内怡、三從無忤、四德有歸。（後略）。（北京図書館蔵拓墓誌銘文）

とみえるから、この見解はもつともである。芳賀氏も注意されているものに願文があったが、敦煌の願文には、「亡妣文」等があり、憶良の用いた表現を複数組み合わせ用いているのが認められる。

たとえば、

夫苦海波濤、四生以之漂没、愛河本朗（浪）、三有由是沈倫（淪淪）、假使自在諸王、未能保敬悞（娛）之劫、神通衆聖、亦隨方造示滅之期。則禍福更蒙、興衰相奄（掩）。其惟我希夷正覺。十力雄尊、不死不生、独超難思者也。厥今惻（側）足捧爐虔跪所申意者、奉為亡妣某、七功德之嘉會也。惟亡妣乃母儀秀發。佳訓流芳、四德生知、无（元）出於天。亦合久住於世、育子謀孫。豈期業韻（運）難停、忽奄（掩）風燭、居諸易往。時運不停。亡没已來。某七俄屆。至孝等攀号躄躄。茹毒酸辛。望竈（壠）樹以增悲。付寒泉而泣血。縱使灰身粉骨。未益亡靈。唯福是憑。齋薦冥路。於是清申弟（甲第）。嚴尊容。焚宝香。陳清供。考斯勝福。莫限良緣。先用奉資亡靈去識。惟願白毫引道。一念昇於梵天。紅蓮化生。刹那遊於仏国。又持勝善。次用莊嚴至孝等。大者如山不動。小者比海不傾。智惠（慧）運運而生。煩惱粉粉而落。然後地獄火滅。天堂戸開。有色有心。齊登覺道。（梅季坤責任編集・胡穎対面設計『敦煌願文集』）

といった表現をもつ。ただ、これは願文であるから、誄にみえたような「嗚呼哀哉」は用いられず、文末も「齊登覺道。」と祈願を述べて終える。ただ、願文的表現は憶良の場合、漢詩の最後に加えている。また憶良の漢文や漢詩中の他の関連表現を拾うと、

方欲出煩惱之愛河。（願文〈亡兄弟〉）

然独而拔繁（煩）羅、猶現双林之滅、孤超□塵累、尚辞丈室之痾。（願文〈亡兄弟〉）

然独而拔煩羅、尚現双林之疾（滅）、孤超塵累、猶辞丈室之痾。（「患文」）

怯二鼠之侵騰（藤）、氣（覃）晨霄（宵）、懼四蛇之毀篋。（「患文」）

能仁（「患文」）

伏願煩惱愛河、長施惠（慧）劍已滅除。苦海之間、永作舟舟（船）而救濟。

（「比丘法堅發願文・為僧統大師」）

煩惱愛河。

（「比丘法堅發願文・為僧録大師」）

などの表現がみえる。ここにみえる「丈室之痾」は憶良の「維摩大士も方丈に在りて、染疾の患を懐き」に対応するが、簡潔な表現ではある。

こうした願文は日本にも伝えられたが、他方では敦煌に残された。これらを見ると、こうした決まり文句や語句を用いた願文は、唐代の巷間で仏徒の行う齋会などにおいて溢れていたのではなかったかと考えられる。憶良は遣唐少録として唐に渡っており、かかる願文類に接していたとみることできる。彼はこうした願文を目にし、ここにそれを生かす機会を得たのではなかったか。これらは、仏

教的な儀式、いわゆる追善供養の齋会や祈願のなどの折りに読み上げられたものであったと見られる。日本挽歌の前の漢文も願文そのものではなく、諷的な末尾表現をもつが、漢詩の部分は願文的表現をもち、全体としては願文の類とみてよいと考える。これらは井村哲夫氏の説かれたように一〇〇日の齋会の際に読み上げられたとみられるのである。⁽²⁶⁾

ここに日本挽歌とあるのは、すでに指摘のあるとおり、詩序や愛河の波浪で始まる仏教的漢詩に対応するものとしての伝統的な挽歌なるがゆえに日本挽歌といったものであろうが、さらには中国に対する日本の定位というアジア情勢を視野に入れての命名とみる説もある。⁽²⁷⁾そこで、今一歩進めていえば、日本挽歌とこの序文の如き追悼文及び仏教的な漢詩を含めた願文は同じ齋会の場で披露されたとみてよからう。⁽²⁸⁾

旅人が妻の亡くなった時に支えてくれた人に感謝しつつ悲しみの思を歌（五一七九三）に詠んだ日が神龜五年六月二十三日である。七七日であってもこの日より前になるが、憶良がこの挽歌を献じたのを百ヶ日の法要の折りとみる、先に触れた井村哲夫氏の説が穏当である。これも井村氏が触れられた歌であるが、卷八には、

式部大輔石上堅魚朝臣の歌一首

霍公鳥 来鳴き響もす 卯の花の 共にや来しと 問はましものを (八一—四七二)

右は、神龜五年戊辰、大宰帥大伴卿の妻大伴郎女、病に遇ひて長逝す。時に勅使式部大輔石上朝臣堅魚を大宰府に遣して、喪を弔ひ并せて物を賜ふ。その事既に畢りて馭使と府の諸卿大夫等と、共に記夷の城に登りて、望遊せし日に、この歌を作れるなり。

大宰帥大伴卿の和ふる歌一首

橘の 花散る里の 霍公鳥 片恋しつつ 鳴く日しそ多き (八一—四七二)

の贈答歌があり、旅人の妻の亡くなった時期は橘が散り、卯の花が咲き、霍公鳥の鳴く時期に近かったと知られる。年によって多少の揺れはあるにしても、関西では橘の咲くのは現在の五月の中旬、卯の花の咲くのは中旬から下旬である。これは大宰府でも大きくは変わらないであろう。京から来た弔問使が大宰府にやって来るのに要した日数は、平安京からのものであるが、早馬を用いるような用ではないから、『延喜式』に、

大宰府。行程上廿七日。下十四日。海路卅日。 (『延喜式』主計上)

とあるのと大きくは異ならなかったであろう。旅程に約二週間を要したとみると、この記夷の城で望遊した日より二週間以上前に亡くなったとみられる。七月二十一日が百箇日目とみると亡くなったのは四月十日、新暦の五月中旬にかかるところで、橘が咲き卯の花には少し早い時期になり、それから二週間あまり経たこの宴の時の花の様子は時期的には歌の表現と丁度重なる。日数が半分の四十九日であるとすると、六月すなわち新暦の七月になり、花の様子は表現と重ならない。したがって、井村氏の推定どおり、百箇日の齋会においてこの歌は奉られたとみてよい。追善の齋会なるが故に追善的な願文が読み上げられ、同時に伝統に従って挽歌も詠まれたということなのではあろう。

このように挽歌の詠まれる場として仏教系の法会があったとすると、先にみたように、「殯宮挽歌」と題した歌のなかにも、殯宮時ではなく、その後の追善供養の場で詠まれた歌もあったと推測することができよう。特に、一九九番歌のように内容的には殯宮の時の儀式で詠まれたとするには不適切な、埋葬後の様子も歌った歌もあり、こうした歌は追善の場で詠まれたとみてもよいのではないか。挽歌にも多様なものがあり、官人の詠んだ挽歌のなかには追善の齋会などにおいて詠まれたのではないかと想像される歌のありえることを考えておくべきであろう。齋会では「亡妻文」などに倣った仏教的表現を用いた仏教的祈願文が読まれ、これとともに「日本挽歌」のような功績や徳を讃えるというほ

どではないにしても妻の生前の様が追想される挽歌が歌われたということである。憶良の日本挽歌はそのような意味で、挽歌の歌われた時と場あるいは歌のありようを想定させるのではないかと考えるものである。これを参考にしていけば、一九九番歌は齋会における、漢文の序をもたない「日本挽歌」に相当する歌になるが、あるいはこれにも願文が伴っていたのかもしれないと想像できるかもしれない。

おわりに

以上論じてきたところでは、『万葉集』の挽歌は分類してみたところであきらかなように多様なものを含み、人麻呂作の殯宮挽歌にも、殯宮で詠まれた歌も、遺族に奉られた歌も、埋葬後の葬儀最終段階における仏教的齋会において詠まれた歌もあるようにみえる。齋会での歌と見るべきは高市皇子挽歌で、題詞に殯宮の時とあるにもかかわらず、その内容は埋葬後であるかとみられる内容と表現を含む。最後になおも高市皇子が生前に営んだ香具山の宮を形見として偲び行こうという、慰霊の表現をもっていることからして、埋葬後になされた慰霊のための仏教的追善供養の場で詠まれた歌ではなかったかと推定した。持統朝には忌日に仏教的齋会が営まれていたし、そうした場も歌が関わっていた可能性はあった。⁽²⁸⁾ 山上憶良の日本挽歌の歌われた場も、序文によってみると旅人の亡妻の齋会においてであったとみられる。この日本挽歌と対比してみると、高市皇子挽歌は仏教的願文としての序文をもたない、齋会における挽歌であった可能性が高まると考えるものである。このように埋葬後の七七日や一〇〇日の齋会や埋葬後に行われたであろう仏教的追善供養の場が挽歌の詠まれた、あるいは歌われた場としてありえたことが想定されよう。これを押し広げていけば、人麻呂の他の皇子への献呈挽歌もこうした場で歌われることもあったといえるのではないかと考えるものである。

注

- 1 西郷信綱「柿本人麻呂」(『詩の発生』一九六四年三月)
- 2 芳賀紀雄「憶良の挽歌詩」(『万葉集における中国文学の受容』二〇〇三年一〇月)
- 3 青木生子「挽歌の源流」(『青木生子著作集第四巻 万葉挽歌論』平成一〇年四月)
- 4 西郷信綱 前掲「柿本人麻呂」
- 5 拙稿「柿本人麻呂—山辺万葉」(和田萃編『古代を考える 山辺の道』一九九九年十一月)
- 6 村田正博「高市皇子挽歌」(『万葉集を学ぶ』第二集 昭和五二年月一二月)
金沢英之「高市皇子挽歌」(『セミナー万葉の歌人と作品』第三巻 一九九九年一二月)
- 7 拙稿「壬申の乱の一コマ—少子部連鉏鉤の自殺—」(『兵庫教育』第四二八号 一九八六年十一月)
- 8 北山茂夫「壬申の内乱を越えて」(『柿本人麻呂』(一九七三年九月))
- 9 拙稿「瓊缶と伊企難」(『神田秀夫先生喜寿記念 古事記・日本書紀論集』平成元年一二月)
- 10 拙稿「歌人人麻呂の背景」(『上代文学』第九九号 二〇〇七年一月)
- 11 西郷信綱 前掲「柿本人麻呂」
- 12 柳田国男「先祖の話」(『定本 柳田國男集』第一〇巻 昭和三七年七月)
- 13 渡瀬昌忠「人麻呂の殯宮挽歌」(『柿本人麻呂研究 鳥の宮の文学』昭和五一年一二月)
- 14 井村哲夫「天平十一年『皇后宮之雜摩講仏前唱歌』をめぐる若干の考察」(吉井巖編『記紀万葉論叢』平成四年五月)
- 15 伊藤博『万葉集釋注』一(一九九五年一月)
- 16 近藤章「志貴親皇薨去とその挽歌」(『国語と国文学』第五一巻第八号 昭和四九年八月)
- 17 伊藤博 前掲『万葉集釋注』一
- 18 契沖『万葉代匠記』(初稿本・精撰本)(『契沖全集』第三巻 昭和四九年六月)
- 19 契沖 前掲『万葉代匠記』(初稿本・精撰本)
小島憲之「山上憶良の述作〈憶良の詩文〉」(『上代日本文学と中国文学』中 昭和三九年三月)

- 中西進 「悼亡詩」(『中西進 万葉論集第八卷・山上憶良』一九九六年一月)
井村哲夫 『万葉集全注』第五卷(昭和五九年六月)
- 20 佐藤美智子「憶良の『日本挽歌』の前置詩文」(『万葉集と中国文学受容の世界』平成一四年三月)
- 21 中西進 前掲「悼亡詩」
- 22 王曉平「敦煌の歌辞」(『万葉古代学研究所年報』第三号 二〇〇五年三月)
- 23 鉄野昌弘 「日本挽歌」(『セミナー万葉の歌人と作品』第五卷 二〇〇〇年九月)
- 24 芳賀紀雄 前掲「憶良の挽歌詩」
- 25 梅季坤責任編集 胡穎対面設計 『敦煌願文集』(一九九五年十一月 岳麓書社出版)
- 26 井村哲夫 「報凶問歌と日本挽歌」(『万葉集を学ぶ』第四集 昭和五三年三月)
- 27 契沖 前掲『萬葉代匠記』(精撰本)
中西進 「日本挽歌」(『中西進 万葉論集第八卷・山上憶良』一九九六年一月)
- 28 大久保廣行 「『日本挽歌』の標題」(『筑紫文化圏論 山上憶良』平成九年三月)